

平成 21 年度の検討について（案）

1. 検討事項

本年 6 月に改定した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、市町村において災害の規模等に応じた適切な調査が実施できるよう、調査票について検討を行う。

※ 市町村において災害の規模等に応じた適切な調査が実施できるよう、調査票について、引き続き検討を行う。（「災害に係る住家被害認定基準運用指針の見直しの骨子」より）

【検討項目】

- ①調査票の標準的な様式
- ②地域性や災害の規模等に応じ、地方公共団体において変更することができる点

2. 検討の進め方

○被害の実態に即した適切な住家被害認定のあり方に関する検討会（以下「検討会」という）において検討を進める。

○過去に被害認定を実施したことのある地方公共団体の協力を得て、調査票案の試行を実施し、その結果を検討に反映させる。

【スケジュール（案）】

平成 21 年 10 月 30 日 検討会（第 4 回）
調査票に盛り込むべき項目、調査票案の試行方法等について御意見を伺う。

< 10 月～12 月 事務局による調査票案作成及び試行の実施 >

平成 22 年 2 月 検討会（第 5 回）
①試行を踏まえた調査票の標準的な様式、②地域性や災害の規模等に応じ、公共団体において変更することができる点についてとりまとめる。